

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 国の例に準じて、1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認の要件を緩和することとした。（第20条関係）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、1年につき上限時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認の単位時間を定めることとした。（第20条の2関係）
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の請求の申出に係る単位期間を定めることとした。（第20条の3関係）
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、1年につき上限時間を超えない範囲内で請求する部分休業の上限時間を定めることとした。（第20条の4関係）
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情を定めることとした。（第20条の5関係）
- 6 その他所要の整備をすることとした。（第19条、第21条、第22条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
 - (3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第3項、第4項関係）
 - ア 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - イ 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 国の例に準じて職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置を定める等所要の改正をすることとした。（第18条～第21条関係）
- 2 施行期日
この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 地域経済牽引事業の促進区域内において県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置の期限を令和10年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 特定復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限及び指定事業者に係る指定の期限を令和8年3月31日（現行令和7年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第6条、第8条関係）
- 2 ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第11条関係）

3 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3及び(2)(附則第3項関係に限る。)は、令和8年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第59号)

1 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、授業料及び入学金の納付の猶予の対象となる者の範囲を拡大することとした。(第3条、第5条関係)

2 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第9条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第60号)

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和12年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第61号)

1 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、授業料及び入学金の納付の猶予の対象となる者の範囲を拡大することとした。(第7条、第11条関係)

2 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第14条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 岩手県立二戸北星支援学校を設置することとした。(第3条関係)

2 岩手県立盛岡みたけ支援学校奥中山校を廃止することとした。(第3条関係)

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例(条例63号)

1 野外活動センターの管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとする等所要の改正をすることとした。(第1条の2～第5条、別表第1、別表第2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)